

賃金の法律実務

～賃金の支払い等について実務のポイントを詳しく解説～

(一社) 三田労働基準協会【幹事】

(一社) 新宿労働基準協会

労働者にとって生活の原資になる賃金は、最も重要な労働条件の1つであり、労働基準法などの法律により細かく規定が設けられ労働者が手厚く保護されておりますが、労働時間など同様に複雑なため、経営者や労務担当者が正しく理解していないことにより労使間でトラブルとなり、大きな問題となることも決して少なくありません。労働者が労働基準監督署に法律違反として申告し処理を行った事案の76%（令和4年：東京労働局）が賃金不払いに係るものとなっております。

本講習会では、重要な労働条件の1つである賃金支払い等の実務について、基本的なことから掘り下げた内容まで、元労働基準監督官の特定社会保険労務士が詳しく解説を行います。

記

1 日 時 2024年10月10日（木）13：30～16：30（開場・受付は13：00～）

2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）

3 講 師 田原 さえ子 氏（特定社会保険労務士、労働衛生コンサルタント、元労働基準監督官）

4 内 容

(1) 賃金とは（①賃金の範囲、②平均賃金）

(2) 賃金支払いのルール（①5原則、②口座振り込み、③控除協定、④端数処理）

(3) 最低賃金（①算入される手当、②時間給以外の賃金との比較、③都道府県をまたぐ出向者・派遣労働者の最低賃金、④直近上位の事業場が適用事業場となる労働者の最低賃金）

(4) 割増賃金（①割増率、②算定基礎に入るもの、③計算方法、④歩合給の割増賃金）

(5) 同一労働同一賃金

(6) その他（①賞与、②退職金、③休業手当など）

5 受講料 会員 5,500円 会員以外の方 7,700円（消費税・資料代含む）

6 定 員 30名

7 申込方法等

① 受講申込：裏面「申込書」により、新宿労働基準協会あて Fax 03-3366-8865 して下さい。

② 申込受付と受講料振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後10月3日（木）までに次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名：三菱UFJ銀行 大久保支店

・口座番号：普通預金 3991676

・口座名義：(社) 新宿労働基準協会

◆振込人名の前に講習会月日をお付け下さい

◆法人の種類（カブシキガイシャ等）は、記入せずに会社名を記入して下さい

（例 1010シンジユクロウドウ・・・等 イツパンシヤダンハウジンは不要です）

③ 受講の取消：10月3日（木）までの取消は受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おき下さい。

④ 受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提示下さい。

8 問い合わせ先(一社)新宿労働基準協会 新宿区西新宿 7-5-20 新宿旭ビル 205 号

電話：03-3366-4737

*この講習は、新宿、三田、品川、大田、渋谷、池袋労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

受付日		受講番号	
-----	--	------	--

「賃金の法律実務」

労務管理講習会 Fax 申込書 兼 受講票

（ 実施日： 2024年10月10日(木) ）

13:30~16:30 開場・受付 13:00~

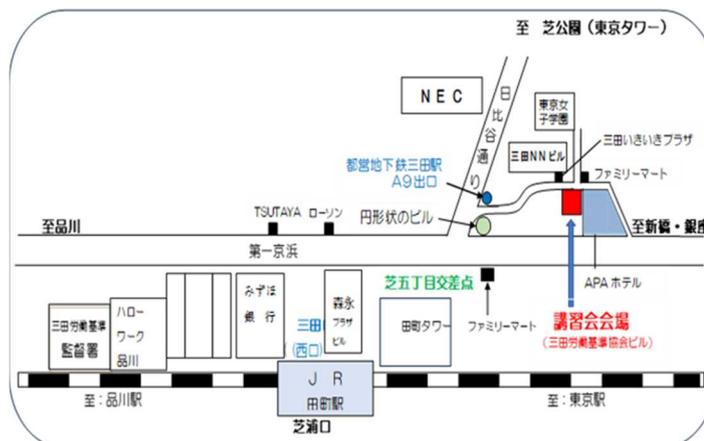
申込 Fax. 送付先 (一社) 新宿労働基準協会事務局 あて
Fax. 03-3366-8865

いずれか、○をお付け下さい	・新宿協会 ・三田協会 ・大田協会 ・渋谷協会 ・品川協会 ・池袋協会 ・協会会員以外		
事業場名			
所在地			
電話		Fax (返信用)	
申込担当者 職・氏名			
受講者氏名			
メール案内 要・否	担当者のメール アドレス		

- 注：① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。
 ② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提示下さい。
 ③ 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。
 ④ 当協会の講習会案内をメールで受取ることができます。メール案内要否欄に記載をお願いします。

会場案内図

一般社団法人 三田労働基準協会ビル
 1階研修センター
 港区芝4-4-5
 TEL 03-3451-0901
 最寄駅
 地下鉄三田駅
 A9出口徒歩1分
 JR 田町駅
 三田(西)口徒歩8分



協会 使用欄	
-----------	--